

(研究活動不正防止委員会)

第8条 本学に、第1条の目的の達成を図るとともに、不正使用又は不正行為が発生した場合の迅速な対応のため、研究活動不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

2. 不正防止委員会は、学長直属の委員会とする。
3. 不正防止委員会は、最高管理責任者を委員長、統括管理責任者を副委員長とし、次の各号に定める委員をもって構成する。
  - (1) 研究科長
  - (2) 各学部長及び学環長
  - (3) 研究所長
  - (4) コンプライアンス推進責任者
  - (5) コンプライアンス推進副責任者
4. 委員長は、必要に応じ本委員会を招集し、議長となる。
5. 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を依頼することができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究費に係わる不正防止計画の策定及び実施に関すること
  - (2) 不正行為等に係わる調査及び調査委員会の構成に関すること
  - (3) 不正行為等の再発防止に関すること
  - (4) その他不正行為等に関すること
2. 前項第2号に関し、委員会委員のうち当該不正使用又は不正行為に利害関係を有する委員は、当該審議に加わることはできない。